都市行政問題研究会の解散に当たっての申し入れ

令和2年2月3日 都市行政問題研究会第111回総会

都市行政問題研究会は、人口25万人以上の市議会議長をもって組織し、昭和32年の創設以来、資料及び情報の交換等により相互の市政の発展を図ることを目的に調査研究を行ってきましたが、令和元年8月19日の第110回総会において、令和2年3月末日をもって発展的に解消することとし、後継組織として、全国市議会議長会会則第22条第3項の規定に基づき、毎年度、1年度限りの「都市問題に関する特別委員会(以下、「特別委員会」という。)」を設置すること等を決定いたしました。

一方、全国市議会議長会は、本協議会の決定に配慮しつつ、特別委員会の設置について検討を重ね、令和2年度においては、「自治会・町内会の縮小・解散問題に関する特別委員会」を設置する予定で検討しております。

今後も、特定の都市問題について関心を持つ市が集まり、その実情を調査し、 問題を早期に克服するための課題を明らかにするとともに、課題の解決を図る ために必要な施策や取組み等について、速やかに、国等に対し要望又は提言な どを行っていくことは、極めて重要であります。

つきましては、本協議会の解散に当たっての加盟市の総意として、下記のと おり申し入れいたしますので、全国市議会議長会におかれましては、ご配慮を いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 特別委員会における毎年度の都市問題の選定に当たっては、全国各市から幅広く意見を募るとともに、各市が課題を共有し、速やかに、国等に対し要望又は提言することができる都市問題を発掘すること。
- 2 特別委員会の運営に当たっては、会議以外にも、現地調査及び意見交換会 等の機会を積極的に活用し、都市問題の調査・研究・分析を行うこと。
- 3 特別委員会における審議及びその後の要望又は提言等の成果については、 全国の各市議会議長だけでなく、全国の各市議会議員等に対しても、全国市 議会旬報や議員専用ホームページ等を通じて積極的に情報提供を行うこと。